

ひゅうが住まいの耐震化等支援事業

■補助要件等の主な変更点（令和7年度⇒令和8年度）【参考】

- 事業名称の変更（ひゅうが暮らしづくりリフォーム支援事業⇒ひゅうが住まいの耐震化等支援事業）
- 省エネ等リフォーム補助の廃止
- 耐震改修工事の補助上限額を100万⇒115万（段階的改修の場合一次：60万⇒69万、二次：40万⇒46万）に改定
- 耐風診断の対象地区をD I D地区⇒市内全域へ改定
- 耐風改修工事の事業者要件の改定
 - 旧）かわらぶき技能士等が在籍する市内事業所
 - 新）市内事業者（かわらぶき技能士等の在籍の有無は問わない）
- 危険ブロック塀等除去
 - ・補助対象工事を除却のみ⇒除却と建替え（新設のみは不可）に改定
 - ・補助対象物の高さを140cm以上⇒80cmを超えるものに改定
 - ・撤去に対する補助単価を8,000円/m⇒12,000円/mに改定

※上記は、参考のために変更点のうち主な内容を抜粋したものです。要件等の詳細については、手引きや要綱を確認してください。